

第1章 事業計画の概要

1.1 対象事業の種類

廃棄物処理施設（焼却施設）の設置

1.2 事業者の氏名及び住所

事業者の氏名：新潟市長 中原 八一

事業者の住所：新潟市中央区学校町通1番町602番地1

1.3 対象事業の目的

現在、新潟市（以下、「本市」とする。）の廃棄物処理施設の中で、焼却施設は4施設である。このうち、豊栄環境センター（北区）、亀田清掃センター（江南区）、鎧潟クリーンセンター（西蒲区）の3施設が更新もしくは更新を検討する時期を迎えている。また、今後の人口推計等を踏まえると、ごみの減量が見込まれる状況にある。

令和元年度の新潟市清掃審議会において、安定かつ効率的な処理体制の構築に向け、点検・故障時のリスク分担、稼働コスト及び二酸化炭素排出量の低減等の視点を踏まえ、稼働年数が短い新田清掃センターと更新施設の計2施設体制とすることが妥当との答申を受け、令和2年3月に策定した新潟市一般廃棄物処理基本計画に今後の方針を明示した。

2施設体制について、更新する施設は、市有地や送電設備・搬入道路など既存インフラの活用、新田清掃センターとバランスのとれた配置などを考慮し、亀田清掃センターとし、処理機能をスケールアップし、廃棄物発電（再生可能エネルギー）の更なる向上と、災害時においても稼働できる防災拠点としての機能を加え整備を進める。

1.4 対象事業の規模

新施設の稼働予定年における燃やすごみの量（本市及び聖籠町分）の推計値に対し、新田清掃センターの処理可能量と災害等による不確定な処理量も含め、現段階での施設規模は480t/日を想定する。

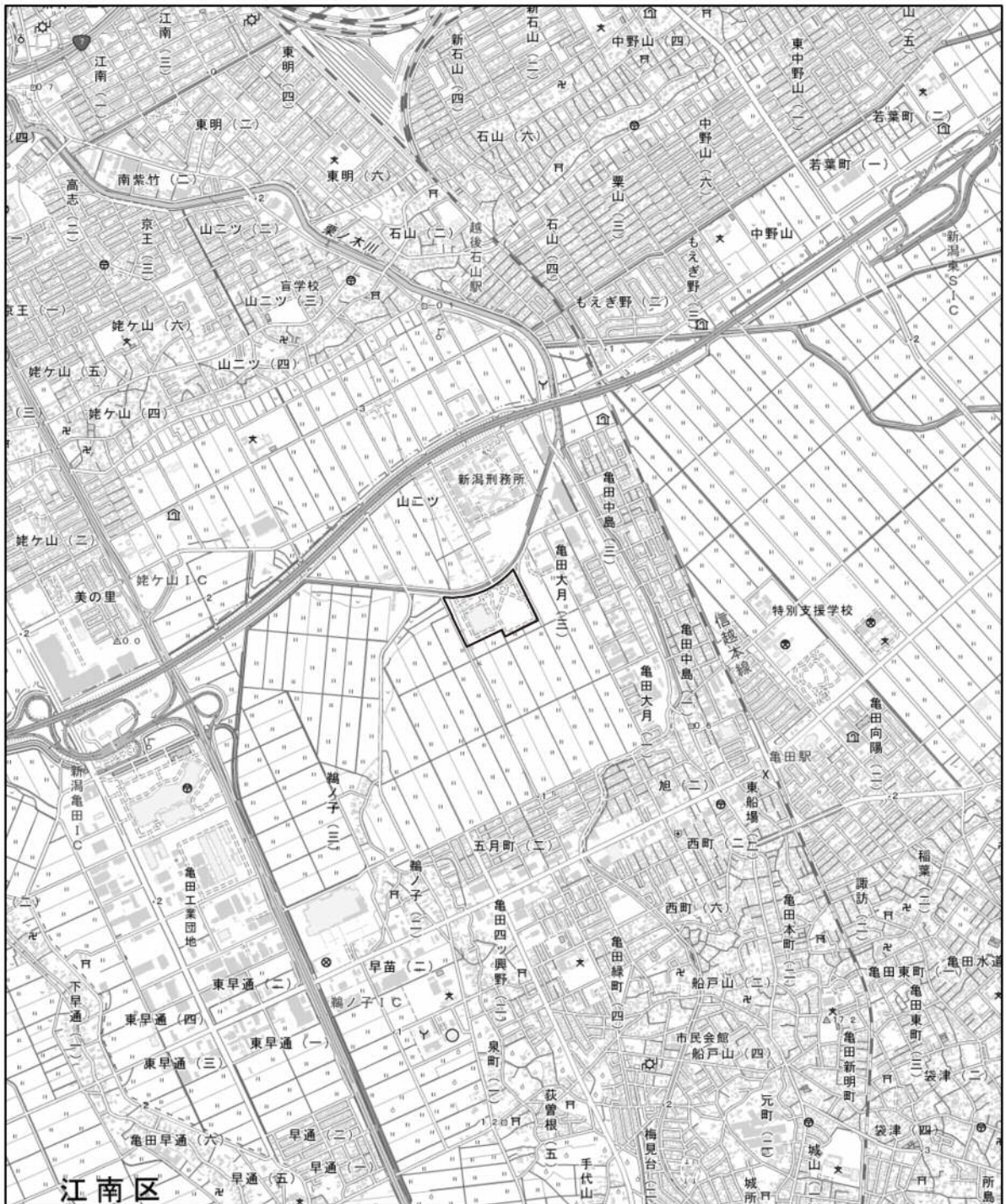
1.5 対象事業実施想定区域の位置

対象事業実施想定区域の住所：新潟市江南区亀田1835番地1

対象事業実施想定区域は図1.5.1に示す。

本区域は、現在の亀田清掃センター（以下、「現施設」という。）、田舟の里及び運動公園の敷地であり、ごみ処理場として都市計画決定されている。


新施設は、田舟の里及び運動公園が立地している敷地東側に建設することを予定している。なお、建設予定地は、旧亀田清掃センター（以下、「旧施設」という。）の跡地である。



江南区


凡例

対象事業実施想定区域



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km



国土地理院の電子地形図(タイル)を使用

図 1.5.1 対象事業実施想定区域

1.6 工事計画の概要

工事計画を表 1.6.1 に示す。工事は対象事業実施想定区域の地下に残存する旧施設の地下部解体を行ったのちに、焼却施設の建設工事を行う。工事は令和 7 年度に開始し、令和 10 年度の完了を見込んでいる。なお、工事計画は今後の設計内容により、変更となる可能性がある。

表 1.6.1 工事計画表

年度		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地下部解体工事		⇔				
焼却施設建設工事	杭工事・土工事・地下躯体工事		⇔			
	地上建築工事			⇔		
	プラント工事			⇔		
	外構工事				⇔	
	試運転				⇔	
稼働						○

1.7 事業活動の概要

1.7.1 事業活動の概要

対象事業について想定される事業活動の概要を表 1.7.1 及び 2 に示す。

表 1.7.1 対象事業の規模

項目		諸元
処理能力		約 480t/日
1 日の稼働時間		24 時間連続
炉数		3 炉
年間稼働日数	1 炉あたりの稼働日数	280 日
	3 炉のうち、いずれかの 1 炉でも稼働する日数	355 日 ^注
処理方式		検討中
煙突高さ		59m 又は 80m
煙突内径 (頂部)		900mm
処理対象		燃やすごみ、し尿処理施設残渣

注：全炉停止日を年間 10 日間見込んでいる。

表 1.7.2 排出源の諸元

項目	単位	煙源諸元
(湿り)排ガス量(1 炉あたり)	Nm ³ /h	50,750
(乾き)排ガス量(1 炉あたり)	Nm ³ /h	43,710
酸素濃度	%	6.0
排ガス温度	°C	188

1.7.2 排水計画

プラント排水については、下水道への放流もしくは施設内で再利用し施設外へは放流しないものとする。

生活排水は、下水道放流もしくは浄化槽処理後に河川へ放流する。

1.8 環境保全対策

本事業で実施する環境保全対策は表 1.8.1 及び 2 に示す。

表 1.8.1 環境保全対策（工事の実施）

項目		内容
大気質	建設機械の稼働	建設機械の使用に当たっては点検整備を十分行い、不要なアイドリングや空ぶかしを行わない。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	敷地内に洗車場を設けタイヤに付着した泥土を洗浄する等の対策を行い、粉じんの飛散防止に努める。
		適宜、散水を行い、粉じんの飛散防止に努める。 工事車両の走行においては点検整備を十分行い、不要なアイドリングや空ぶかしを行わない。
騒音・振動	建設機械の稼働	低騒音・低振動型の機械・工法を採用し、騒音・振動の発生を抑制する。
		工事中は、対象事業実施想定区域周辺に仮囲い等を設置し、防音を図る。
		原則として日曜・祝日に工事及び工事用資材の搬入は行わない。また、原則として工事は 8:00～17:00 の間に実施するように努める。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	低騒音型車両を積極的に導入し、車両の点検・整備を十分に行うとともに、車両の走行が集中しないように分散化等を図る。
		資材及び機械の運搬に用いる車両は、道路交通法の遵守及び作業現場周辺における徐行をし、騒音・振動の防止に努める。
		工事車両の走行においては、点検整備を十分行い、不要なアイドリングや空ぶかしを行わない。
水質	水の濁り	適切な規模の沈砂池等を設置する。
		強い降雨が予測される場合は、裸地をシート等により被覆する。
地盤	地盤沈下	造成工事により周辺地域の地下水位に影響があると予測される場合には、地下水位を極力低下させない掘削工法を採用するなど、適切に対応する。
土壌汚染	造成工事	工事実施前に土壌調査を実施し、土壌汚染の状況を把握する。土壌汚染が確認された場合は、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 法律第 53 号）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 法律第 137 号）に基づき、適切に対応する。
廃棄物等	造成工事	発生した土砂については、敷地内での再利用に努め、残土の発生量を抑制する。

表 1.8.2 環境保全対策（土地又は工作物の存在及び供用）

項目		内容
大気質	施設の稼働 (機械等の稼働)	硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、水銀及びダイオキシン類について、法令に定める規制基準等と同等、もしくはより厳しい自主基準値を定める。
	施設の稼働 (廃棄物の搬出入)	排ガス規制適合車や低公害車などの導入を励行する。 廃棄物運搬車両の走行においては、車両の点検・整備を十分に行うとともに、不要なアイドリングや空ぶかしを行わないよう求める。
騒音・振動	施設の稼働 (機械等の稼働)	低騒音型・低振動型の設備機器の採用に努める。また、吸音材・緩衝支持装置(防振ゴムなど)等を導入するように努める。
	施設の稼働 (廃棄物の搬出入)	廃棄物運搬車両には道路交通法の遵守及び法定速度の遵守を求める。
		廃棄物運搬車両には低騒音型の車両の積極的な導入を求める。 廃棄物運搬車両の走行においては、車両の点検・整備を十分に行うとともに、不要なアイドリングや空ぶかしを行わないよう求める。
悪臭	施設からの悪臭の漏洩	ごみピット内を負圧に維持する。
		プラットホームの廃棄物運搬車両出入口にエアカーテンを設置する。 休炉時や負圧を保てない場合には、ごみピット内の悪臭を脱臭装置に吸引誘導する。
	煙突から排出される悪臭	高温焼却することで悪臭物質を酸化分解させる。
景観	施設の存在	新施設の形態・意匠・色彩は、周辺環境と調和するものとする。
動物・植物・生態系・景観	地形改変後の土地	新潟市公共施設緑化ガイドライン(最終更新日：平成 28 年 2 月 新潟市)に従い、緑化率 25%以上とするように努める。
温室効果ガス等	廃棄物エネルギーの利活用	4 施設から 2 施設に統合し、新施設で効率的な発電を行うことにより、本市全体の廃棄物発電量を向上させる。また、発電した電力を市内施設に供給することで、地域の低炭素化を図る。

1.9 複数案の設定

1.9.1 ゼロ・オプションの検討

複数案の設定に当たり、まず「対象事業を実施しないこととする案（ゼロ・オプション）」の検討を行った。

市民生活に直結するごみ処理を安定かつ効率的に行うことに加え、低炭素社会に向けた廃棄物発電（再生可能エネルギー）の向上、災害への備えの観点から、本事業の実施は必要であると判断した。

1.9.2 対象事業を実施する区域の位置及び対象事業の規模に関する複数案の設定の検討

対象事業を実施する区域の位置については、市有地や送電設備・搬入道路など既存インフラの活用、新田清掃センターとバランスのとれた配置などから選定しており、単一案とする。

対象事業の規模については、「1.4 対象事業の規模」に示したとおり、燃やすごみの推計量を踏まえ、新施設での必要処理量、災害等の不確定要素を考慮し設定しており、単一案とする。

1.9.3 複数案を設定する項目

複数案を設定する項目は、「煙突高さ」、「施設配置」の2項目とした。

(1) 煙突高さ

煙突高さは、「59m」（現施設の煙突高さ）と「80m」（旧施設の煙突高さ）の二案とした。

(2) 施設配置

施設配置は、図 1.9.1 及び 2 に示す二案とした。

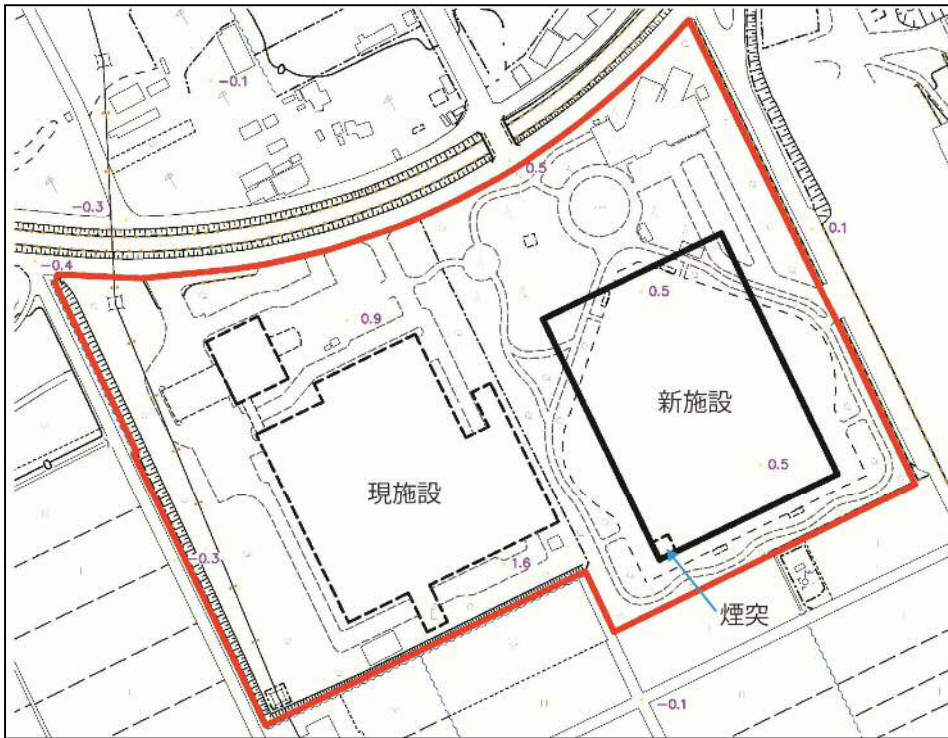


図 1.9.1 施設配置①

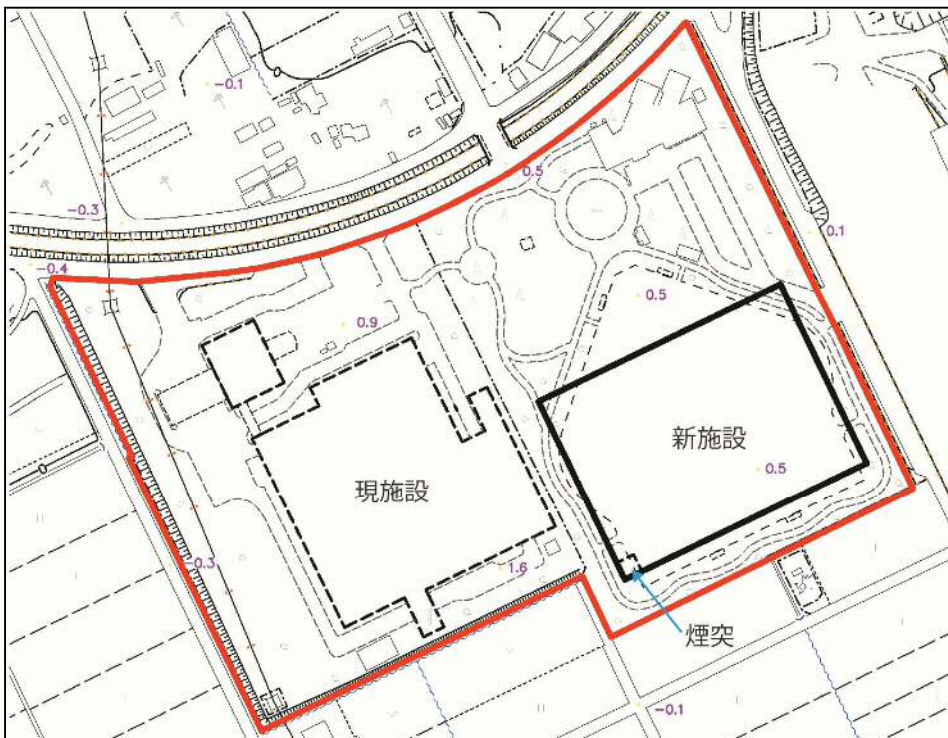


図 1.9.2 施設配置②